

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

令和元年埼玉県告示第三百三十五号で公示した公共測量は、令和二年三月十九日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕